

長門市創業支援事業費補助金

長門市の産業の活性化及び雇用の促進をめざし、長門市内で創業（第2創業を含む）をする起業家の方へ、その創業に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- ☑ 市内に居住し、かつ市内に事業所等を設け創業する個人又は法人。
- ☑ 認定支援機関で実施する起業セミナーを受講した者。
- ☑ 市税を滞納していない者。
- ☑ 許認可等が必要な業種の場合、既に当該許認可等を受けている者。
- ☑ 市から運営費相当の補助金が交付されている団体、市の指定管理を主たる業務とする団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する者でない者。
- ☑ 当該事業所において3年以上事業を継続して行う予定である者。

補助対象事業

- ☑ 長門市認定支援機関（長門商工会議所、ながと大津商工会、(株)山口銀行、(株)西京銀行、萩山口信用金庫）の支援を受けて創業計画書を作成し、金融機関からの資金調達が十分に認められる創業であること。
- ☑ 他の補助金の交付を受けていないこと。（ただし、運転資金費の補助を受けようとする場合において、国の創業支援等事業者補助金の交付を受けたものは補助対象とする。）

補助金の種類と額、補助対象経費

種類	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助額（上限）
開業 資金費	人件費、店舗等借入費、店舗等改修費、設備・看板設置費、知的財産権等関連経費、外注費、委託費、マーケティング調査費、備品購入費、広報宣伝費、その他市長が特に必要と認める経費	所得税法第229条の規定による開業の届出により新たに事業を開始した日又は法人の設立登記日から起算して <u>1年以内</u>	補助対象経費の1/3以内	100万円ただし下記の業種については雇人数が3人以上かつ事業費が600万円を超える場合は200万円。 <small>建設業—総合工事業 製造業—食品製造業 卸売業、小売業—飲食品小売業 卸売業、小売業—その他の小売業 宿泊業、飲食サービス業—宿泊業 医療、福祉—医療業 医療、福祉—社会保険・社会福祉・介護事業</small>
運転 資金費	販路開拓費、広報費、 設備設置費 、人材育成費、その他市長が特に必要と認める経費	所得税法第229条の規定による開業の届出により新たに事業を開始した日又は法人の設立登記日から起算して1年を経過した日から <u>2年間</u>	補助対象経費の1/2以内	30万円/年 ※国の創業・第2創業促進補助金の交付を受けた者は50万円/年とする。

申請受付期間

令和4年（2022年）4月1日（木）～ 予算の範囲内

申請・問い合わせ先

長門市役所 産業戦略課 商工物産振興班

〒759-4192 長門市東深川 1339-2 TEL (0837) 23-1136 FAX (0837) 22-8458